Sewsletter

No.8 Autumn - Winter 2011-2012



グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」 Global Centers of Excellence Program *Soft Law and the State-Market Relationship*

組織図 -

拠点リーダー 岩 村 正 彦

基礎理論部門 部門リーダー 藤 田 友 敬

政府規制部門 部門リーダー 中 里 実

市場取引部門 部門リーダー 神 田 秀 樹

情報・知的財産部門 ^{部門リーダー} 大 渕 哲 也

2012年3月31日

事業推進担当者

藤 田 友 敬(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法

畑 瑞 穂 法学政治学研究科·民事訴訟法

山 本 隆 司

法学政治学研究科・行政法

経済学研究科・契約理論

柳川範之

松 村 敏 弘 社会科学研究所·産業組織、公共経済

田中亘

社会科学研究所・商法、法と経済学

後 藤 元 法学政治学研究科·商法 中 里 実(部門リーダー) 法学政治学研究科・租税法

岩 原 紳 作 法学政治学研究科·商法

増 井 良 啓 法学政治学研究科・租税法

白 石 忠 志 法学政治学研究科·経済法

飯田敬輔

法学政治学研究科・国際政治経済学

神 田 秀 樹(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法

山 下 友 信 法学政治学研究科·商法

中 田 裕 康 法学政治学研究科·民法

河 上 正 二 法学政治学研究科·民法

神 作 裕 之 法学政治学研究科·商法

唐 津 惠 一 法学政治学研究科·企業法

加 藤 貴 仁 法学政治学研究科·商法 大 渕 哲 也(部門リーダー) 法学政治学研究科・知的財産法

ダニエル・フット

法学政治学研究科・法社会学

荒 木 尚 志 法学政治学研究科・労働法

森 田 宏 樹 法学政治学研究科・民法

浅 香 吉 幹 法学政治学研究科·英米法

石 川 博 康 社会科学研究所・民法

特任教授

折 原 誠 社団法人信託協会 島 崎 謙 治 政策研究大学院大学

Le off to the less were the all which were the

中 窪 裕 也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科

特任研究員

神 吉 知郁子 大学院法学政治学研究科

小 林 高 大 東京証券取引所

澤 田 悠 紀 大学院法学政治学研究科 高 橋 脩 一 大学院法学政治学研究科

土 屋 裕 子 大学院法学政治学研究科

西 井 志 織 大学院法学政治学研究科

朴 孝 淑 大学院法学政治学研究科

渕 麻依子 大学院法学政治学研究科

萬 澤 陽 子 公益財団法人日本証券経済研究所

山 本 慶 子 日本銀行金融研究所

リサーチアシスタント

 石 川 茉 莉 大学院法学政治学研究科博士課程

 王 芳 大学院法学政治学研究科博士課程

 瀋 場 大学院法学政治学研究科博士課程

 宗 小 春 大学院法学政治学研究科博士課程

 陳 若 嵐 大学院法学政治学研究科博士課程

 成 田 史 子 大学院法学政治学研究科博士課程

 裵 倞 胤 大学院法学政治学研究科博士課程

オルトラーニ・アンドレア 大学院法学政治学研究科博士課程

事業推進担当者 -



加藤貴仁 (かとう・たかひと) 2001年に東京大学法学部を卒業後、東京大学大学院法学政治学研究科助手、神戸大学大学院法学研究科助教授、同准教授を経て、2009年10月に東京大学大学院法学政治学研究科に准教授として着任いたしました。専攻は商法です。現在、本プログラムの市場取引部門の事業推進担当者を務めさせていただいています。

本プログラムに関連する活動としては、2011年3月に本プログラムによって主催されたシンポジウム「国際的な規範のコンバージェンス:ハードローによらない規範形成の可能性」において、「コーポレート・ガバナンスをめぐるルールのコンバージェンス」と題する報告を担当しました。同報告では、我が国の上場企業のコーポレート・

ガバナンス改革の現状を分析すると共に、コーポレート・ガバナンス改革の担い手としての証券取引所の 役割と限界について研究報告を行いました。この研究報告を元にした同名の論文が、ソフトロー研究18号 に掲載されています。

この研究報告は、以下のような問題意識を背景になされたものです。

第1に、コーポレート・ガバナンスの分野においても、証券取引所の自主規制などのソフト・ローによる規律の重要性が増しているのではないかと思われます。このことは、ソフト・ロー(証券取引所による自主規制)とハードロー(会社法)との間の役割分担を研究する必要性を示しています。

第2に、ソフト・ロー間又はハードロー間の役割分担についても研究する必要性が増していると感じています。たとえば、証券取引所による自主規制と会社経営者団体による自主規制とでは、その生成に参加することができる利害関係者の範囲が異なるため、その内容が大きく異なる可能性があります。また、コーポレート・ガバナンスには会社と従業員の関係などハードロー間(会社法と労働法など)の調整が必要な問題が数多く含まれます。

本プログラムの研究成果を踏まえて、今後は、コーポレート・ガバナンス以外の領域についても、研究 を行いたいと考えています。

リサーチ・アシスタント



石川茉莉 (いしかわ・まり) 東京大学法学部を卒業後、同大学公共政策大学院法政策コース、同大学法科大学院を経て、2010年に同大学院法学政治学研究科博士課程に進学し、2011年4月より、GCOEのリサーチ・アシスタントを務めさせて頂いております。専攻は労働法で、フランスの労働法について研究しています。現在は、若年者の非正規労働者の大幅な増加と若年者失業という問題にどのように取り組むか、さらに解雇規制の緩和等の議論を含め、若年者の正規雇用のあり方をどのように考えるかという問題関心に基づき、若年雇用の法政策について日仏間の比較法研究を行っています。

フランスでは他のEU諸国と同様に若年雇用が非常に厳しい状況にあり、若年雇用問題が最優先の課題として雇用政策全体の中で大きな位置を占めてきました。この問題の背景には、学歴社会・資格社会・職務給という特徴を持つフランスの伝統的雇用システムと、移民等のマイノリティの差別や社会的排除という問題が挙げられます。フランスでは、1970年代から今日に至るまで40年以上に渡り、職業訓練等を通した資格の取得、排除された人々の社会的・職業的参入等を主な目的として50以上の措置が実施され、各種雇用援助契約(若年者を雇用した受入企業や機関に助成金や社会保険料負担免除等の恩恵を与える特殊契約)を中心に、現在も多くの人々が適用を受けています。これらの立法政策においては、伝統的な労働立法の形であるハードローと、政策実現手段としてのソフトローという双方のアプローチから多様な試みがなされてきました。また、典型的なハードローである雇用差別禁止法が強化されているヨーロッパの国々では、近年、若年雇用問題を若年差別の問題として捉え、差別禁止の観点から検討する議論も盛んに行われています。このような立法政策におけるハードローとソフトローのアプローチの選択、両者の相互関係にも着目しつつ研究を進めていき、日本における示唆を得たいと考えています。

リサーチ・アシスタント -



王 **芳**(おう・ほう) 2007年に元東京都立大学法学部を卒業後、東京大学大学院の修士課程を経て、2009年4月に博士課程に進学し、その時からGCOEのリサーチ・アシスタントを務めさせていただいております。

専攻は会社法で、取締役の責任問題に強い関心を持っているので、修士課程においては、当時アメリカで議論されていた取締役の誠実義務(good faith)をテーマに論文を作成しました。リサーチ・アシスタントとして採用された過去2年間において、取締役の地位をめぐる利益衝突の防止、および、M&Aにおける株主利益の保護におけるソフトローの関係を課題に、資料の収集作業を行いました。今年度の課題は親会社による子会社の非公開化におけるソフトローの役割です。

世界中で上場会社が非公開化を行うケースが急増する中、2007年、日本は経営陣による非公開化の適正化を図り、経営者の望ましい行為基準を提言するソフトロー(「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する報告書」(以下は"MBO報告書"とする))を公表しました。他方、親会社による子会社の非公開化取引において、少数株主の利益毀損をもたらす情報の不対称性、強圧性、ターゲット会社の経営陣に対する支配株主の影響力等の問題が認識されているにもかかわらず、その法的整備は行われていません。これは、従来、支配株主の信認義務が認められていないという一般的認識のもとで、関連判例の蓄積もないため、法的整備は難航すると考えられます。この背景のもとで、関連ソフトローの整備が非常に重要であると思われます。しかし、MBO報告書は、支配株主による非公開化取引における親会社側のあるべき行為基準等の問題に対応しません。したがって、今後の関連ソフトロー整備の検討に備えて、支配株主の規制問題において多くの判例・学説の蓄積を持つアメリカ法からのサジェスションを得るために、関連資料の収集作業を進めております。

リサーチ・アシスタント –



ORTOLANI Andrea (オルトラーニ・アンドレア) 2001年にトリノ(Torino, イタリア)大学法学部を卒業後、同年トレント(Trento, イタリア)大学大学院比較法学ヨーロッパ法学研究科博士課程に入学。2003年に来日後、主に東京で研究活動を行いました。

2005年にトレント大学博士課程を修了し、2007年に東京大学大学院法学政治学研究 科修士課程に入学。2009年から2011年までは日本学術振興会の外国人特別研究員とし て研究しておりました。2011年10月より東京大学大学院法学政治学研究科博士課程に 復学し、GCOEリサーチ・アシスタントを務めさせて頂いております。

比較法を専攻し、日本法を主に事例とした、法の翻訳法や法モデルの流通などの比較法総論に関わる諸問題について、様々な分野を探求し、研究を行っています。最近取り上げた事例は裁判員制度の導入です。GCOEでは、現在日本と西洋の契約法の実定法、学説と判例法に関して比較法的観察をしたいと考えています。

日本法制度における契約の法的な枠組みおよびその法社会学的な側面は既に分析されていました。戦後は、日本人が独自の法意識を持っているという学説が有力でした。即ち、「訴訟嫌い日本人」のイメージは国内および外国の法学者の中で普及し、通説となり、通常に日本法がその理論を通じて解説されることになりました。しかし、1970年代から上記イメージは再検討されました。新たな研究は主に2つのパターンに従いました。一方は、ある研究は日本人の法意識と従来語られたイメージのズレを指摘しました。他方、他の比較法的研究は外国の法意識を分析した上で、他の国でも訴訟や裁判所は慈しまれるものではないということを主張しました。両方のアプローチにおいて、ソフトローとハードローの共存やその相互関係は中心的な地位を占めています。

この理論的な枠組みの下で、実定法だけではなく、学説や判例法も分析し、学際的なアプローチを通じて、社会科学の最新の成果を参照しながら契約法理を位置づけ、日本と西洋の契約法理の同異について再検討していきたいと思います。



ソフトロー通信

特任研究員 萬澤 陽子

東京大学大学院法学政治学研究科の修士課程・博士課程を経て、立教大学で助教を務めた後、現職である、公益財団法人日本証券経済研究所の研究員に就きました。GCOEプログラムには、2008年10月から参加させて頂いております。大学院では英米法を専攻し、修士論文・博士論文ともにアメリカの証券取引法制をテーマにしました。現在の研究もその延長線上に

あり、証券取引に関する法制度の日米比較を行っています。

同じような目的や趣旨であっても、国が異なれば、まったく異なったように規制がなされるということがよくあります。例えば、わが国ではインサイダー取引は個別具体的な条文によって規制されていますが、アメリカにはそのような条文はありません。詐欺を一般に禁ずる条項で規制されています(このため、アメリカではインサイダー取引は詐欺と解釈されなければならず、わが国では採られないような(ある意味、不可解な)理論が裁判所によって生み出される必要がありました)。このように、同じインサイダー取引を規制するという目的のためでも、一方の国では個別具体的な条項が新たに制定されたのに対して、もう一方の国では、それ以前から存在した詐欺禁止条項が使われるように発展したのです。どうしてこのような違いが生まれるのでしょうか——これが、私の興味関心の中心にあるものです。

日本の証券取引法制はアメリカをモデルにしていますが、このような規制の形態の相違はいたるところで見られます。インサイダー取引に関連して、もうひとつ例を挙げると、日本では、証券会社や銀行といった金融機関においては、会社の内部情報(以下、法人関係情報といいます)に接する機会が多いため、当該情報を使ってインサイダー取引が行われないよう、「必要かつ適切な措置」を講じる義務が課せられています(金商法40条2号、金商業等府令123条1項5号)。これについては、アメリカでも同じような条文(証券取引所法15条(g))があって、(日本の証券会社に相当する)ブローカー・ディーラーが重要な未公開情報を不正に利用しないように、方針と手続を書面で作成し執行することを、ブローカー・ディーラーに要求しています。日本では「必要かつ適切な措置」、アメリカでは書面化した方針及び手続の作成・執行として規定されていますが、その内容は大きく異ならないと思われます。問題は、これをどのように執行するかですが、ここに両国の違いが生じてきます。

まず、日本では、金融庁が、いくつかの事例で、法人関係情報やそれに基づく取引について管理されていないことを理由として当該法令違反を認め業務改善命令を出しています。例えば、どの情報が法人関係情報に当たるのか特定されない状況にあった事例、業務上関係ない社内の者が法人関係情報を容易に入手できる状況にあった事例、法人関係情報を入手した時の報告義務を課していなかった事例、法人関係情報に基づいた取引が行われていた事例、取引に対する監視体制が採られていなかった事例等です(金融庁が出している監督指針の中では、「法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る

留意事項」として、金融機関の役職員やその関係者が行う取引に関する内部管理態勢の構築(規則の整備・見直し)や実態把握、それらの者の法令順守意識の強化(ルールの周知徹底)等が挙げられています)。これとは別に、自主規制機関も法人関係情報に関連したルールを策定し執行しています。例えば、日本証券業協会は、金商業等府令123条1項5号と同様の文言で法人関係情報の管理について規定し(「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」)、法人関係情報に基づいた不公正取引が行われないよう社内規則を制定するよう要求し、そのモデル規程を公表しています。もっとも、それは法人関係情報の厳重な(漏洩されないような)管理等を抽象的に規定したにとどまり、金融庁の処分や指針の内容と重なります。

これに対して、アメリカでは、この分野の規制について、法の執行機関(Securities and Exchange Commission、以下SECといいます)と自主規制機関が協同で執行する形が採られてきたと言うことができます。すなわち、ブローカー・ディーラーによる重要な未公開情報の不正利用防止のための方針および手続の作成・執行を義務付ける証券取引所法15条(g)は、そのためのルール制定権限をSECに与えていますが、SECは当該権限に基づいてルールは作りませんでした。なぜなら、すでにニュー・ヨーク証券取引所といった自主規制機関でそのための規制がある程度実効的になされていたことから、その規制を監督した方が有効であると判断したからだと、SECによる報告書は述べています。同報告書で、SECはブローカー・ディーラーが採るべき措置について、次の4点――従業員による証券取引・自己売買部門での取引のチェック、会社の手続の書面化、会社のコンプライアンス部門による部署間の情報流通の実体的監視、重要な未公開情報を会社が有している時の自己売買部門における売買の手続――で述べていますが、これを受けてより詳細なガイドラインのようなものを作ったのは自主規制機関だったのです。

SECは15条(g)違反として行政手続を開始できるわけですが、その対象となったのは、手続きが適切に定められていなかった事例(具体的には、専門知識を持った客観的な判断ができる第三者ではなく、自分で重要な未公開情報か否かを判断して報告する手続を採用していた(self-evaluation, self-reporting)事例、部門間の情報の流通を実質的に監視する手続がなかった、従業員への教育がなされていなかった、重要な未公開情報を有している会社の一覧リストを使用する必要性を十分文書化していなかった事例等)および手続が定められていても有効に執行していなかった事例です。このような事例の中で、自主規制機関によってつくられたガイドライン的文書は、15条(g)の文言の解釈に一定程度貢献してきたといえます。換言すれば、自主規制機関が作ったものをSECが執行するという構造が採られてきたとある意味言えるということです。これは、「ソフトロー」研究の点からも興味深いことかもしれません。国家ではなく私的な団体である自主規制機関が策定するソフトロー(ここではニュー・ヨーク証券取引所等が作ったガイドライン的文書)が、国家がつくったルール(ここでは証券取引所法15条(g))の解釈に採り入れられることで執行されるからです。

このように、会社の内部情報に接することが多い証券会社による、当該情報を使ったインサイダー取引を防止するという同様の目的でも、日本とアメリカでは規制形態、特に自主規制機関の位置づけが異なりました。なぜこのような違いが生じるのかは、これからの研究課題です。日本とアメリカの制度を比較し、違いを指摘し、その背後にあるものを明らかにする試みを通じて、当プログラムの一助となる研究ができたら幸いです。

2 研究教育活動

本拠点における2011年8月から2012年3月末までの活動をご紹介します。なお、報告者等の所属・肩書は当時のものです。

<基礎理論部門>

■ソフトロー基礎理論研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第12回	2011年9月30日	裁判における計量経済学的手法の活用: 近時の会社関係訴訟から	藤田友敬 (東京大学教授)
第13回	12月8日	社外取締役導入の決定要因とその効果に関する 実証研究	齋藤卓爾(京都産業大学准教授)

<政府規制部門>

■経済法研究会

	開催日	テ ー マ
第20回	2011年10月13日	TeliaSonera判決 (欧米事例)
第21回	12月15日	Foreign Trade Antitrust Improvements Act("FTAIA") に関する判決 (Minn-chem v. Agrium)(欧米事例)
第22回	2012年2月21日	Gas Insulated Switchgear事件欧州一般裁判所判决(欧米事例)

■租税法ワークショップ

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第20回	2011年8月2日	HM Treasury and HMRC, Consultation on Controlled Foreign Companies (CFC) reform: detailed proposals (30 June 2011)	藤谷武史(北海道大学准教授)
第21回	9月2日	Mayo判決と租税法における制定法の解釈 一法解釈自体の「ソフト・ロー」としての機能?	渕圭吾 (学習院大学教授)
第22回	11月21日	震災後の財政・税制を考える	佐藤主光 (一橋大学教授)
第23回	12月17日	クロスボーダー電子商取引の課税: 日本の消費税法の適用と外国立法例	ウドムスワンナクン・パヌパン (東京大学総合法政専攻)

■社会法とソフトロー研究会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第10回	2011年11月25日	New Developments in Australian Labour Law - QANTAS; the Demise of Prime Minister Rudd and Beyond	Dr. Louise Floyd (Senior Lecturer, James Cook University, Australia)
第11回	2012年 2 月24日	労働の多様化と労働法の役割	Antoine Lyon-Caen(パリ西ナンテール・ ラデファンス大学教授・前フランス労働 法社会保障学会会長)

■GCOE公開講座(BLC公開講座と共催)

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第24回	2011年10月6日	法人税制の長期的かつ継続的な見直しとそれに より生ずる実務的な課題への対応	佐々木浩(プライスウォーターハウス クーパース マネージングディレクター・ 前財務省主税局主税調査官)
第25回	11月10日	最高裁ーその設立の経緯と今日的課題	泉徳治(TMI総合法律事務所弁護士・ 元最高裁判事)
第26回	12月1日	JR東日本の社会的使命と震災後の経営	清野智(東日本旅客鉄道株式会社代表取締役社長)
第27回	2012年3月1日	「会社法制の見直しに関する中間試案」の基本 的論点	落合誠一(中央大学法科大学院教授・ 東京大学名誉教授・西村高等法務研究所 所長)

■GCOEソフトローセミナー

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第20回 2011年10月3	2011年10月31日	Resolving International Investment Disputes:	Luke Nottage(シドニー大学ロース
第 20凹	2011年10月31日	From Soft to Hard Law?	クール准教授)

■「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第11回	2011年8月4日	現代競争法と競争政策の国際的な展開	Harry First(ニューヨーク大学法科 大学院教授)他
第12回	9月16日	5th Annual BESETO Conference	Jiancheng Wang(北京大学法学院教授)他
第13回	11月21/22日	アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ ルールズ	Stuart Beare(英国海法会副会長)他 詳細は10頁参照
第14回	12月9日	EUと日本のコーポレート・ガバナンス	Matthias Schmidt-Gerdts(EU委員会 Policy Officer)他
第15回	2012年3月1日	統計的・計量経済学的手法と法制度	齋藤卓爾 (京都産業大学准教授) 他

※シンポジウムの詳細は本拠点HP(http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp/activities/symposium.html)でご覧いただけます。



第12回シンポジウム「5th Annual BESETO Conference」



第13回シンポジウム 「アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ」

セミナーレポート

2011年11月21日・22日開催「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第13回シンポジウム(共催)
「アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ |

Luca Castellani (国連国際商取引法委員会事務局リーガル・オフィサー) 他

2011年11月21日・22日、本プログラムと財団法人日本海法会の共催による国際シンポジウム「アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ」が、海運クラブ国際会議場において開催された(本シンポジウムについて、より詳しくは海法会誌復刊55号に掲載予定の拙稿および近日中に別途公刊予定の本シンポジウムの記録を参照されたい)。

本シンポジウムは、ヘーグ・ヴィスビー・ルールズやハンブルク・ルールズといった海上物品運送に関する既存の国際条約に代わる新たなルールとして2008年に国連総会において採択された「その全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国際連合条約」(ロッテルダム・ルールズ)について、わが国を含むアジア太平洋地域では、政府・業界・学界のいずれにおいても現在までのところ検討が十分進んでいないことを踏まえ、わが国における同条約の理解を深めるために、同条約の作成に関与した専門家、アジア太平洋地域の国際的に著名な研究者・法律家、関連業界の関係者を招聘して行われたものである。また、本プログラムの観点からは、各国の海事法専門家の集団である万国海法会(CMI)が作成した草案をベースに国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)での議論を経て成立した同条約の形成過程なども、興味深いところである。

第1セッション「ロッテルダム・ルールズへの導入」では、まずUNCITRAL事務局のリーガル・オフィ サーとしてロッテルダム・ルールズの草案を審議した第3作業部会(運送法)を担当したLuca Castellani 氏から、「国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の役割と条約の現況」と題して、ロッテルダム・ルー ルズの批准の促進に向けたUNCITRALの活動内容等が紹介された。続いて、UNCITRALでの議論の原案 となるCMI草案を準備したCMI運送法国際小委員会の議長であるStuart Beare弁護士から、「改正の必要性 と万国海法会(CMI)の役割」と題して、コンテナ化の進展や航海技術の進歩等の運送実務の変化とロッ テルダム・ルールズにおけるそれらへの対処等が説明された。セッションの最後には、UNCITRAL第3作 業部会スペイン政府代表であり、同作業部会議長およびUNCITRAL総会議長を務めたRafael Illescas教授 (カルロス3世大学)により、「ロッテルダム・ルールズの基本的な要素と性格」と題する報告がなされた。 第2セッション「ロッテルダム・ルールズの適用範囲と当事者の責任」は、ロッテルダム・ルールズの いわば中核部分を説明するものであった。まずCMI運送法国際小委員会のレポーターであり、UNCITRAL 第3作業部会アメリカ政府代表団シニア・アドバイザーであったMichael Sturley教授(テキサス大学オー スティン校)から、「適用範囲と契約の自由」と題して、条約の適用範囲と数量契約における条約の規律の 契約による修正について、説明がなされた。次に、UNCITRAL第3作業部会日本政府代表であった藤田友 敬教授(本プログラム事業推進担当者・基礎理論部門リーダー)から、「責任期間と複合運送的側面」と 題して、ロッテルダム・ルールズの特徴の一つであるdoor-to-doorの責任期間と契約による修正の余地、複 合運送契約について問題となる他の国際条約との調整や実運送人等の履行者・海事履行者に関する規律等 が説明された。さらに、UNCITRAL第3作業部会フィンランド政府代表であったHannu Honka教授 (オーボ・アカデミー大学) から「運送人の義務と責任」について、またUNCITRAL第3作業部会韓国政 府代表であった金仁顯教授(高麗大学)から「荷送人の義務と責任」について、それぞれロッテルダム・ ルールズによる改正点を中心に説明がなされた。

1日目の最後と2日目の最後に行われた第3・第7セッション「ロッテルダム・ルールズに関するワー

クショップ (1)(2)」は、実務で生じ得ると考えられる具体的な事案の下でのロッテルダム・ルールズの 適用関係や解釈等を、起草過程に深く関与した他のセッションの報告者に対して質問するという形式で行 われた。いずれの設例についても、回答者からは、何が条約上の問題であり、何が条約の範囲外の適用さ れる準拠法上の問題であるのかが整理された上で、条約上の論点について、起草過程を踏まえた明確な結 論が示されることもあれば、解釈に委ねられている問題については異なる回答者によって複数の考え方が 示されるなど、非常に充実した議論が展開された。

二日目の冒頭の第4セッション「ロッテルダム・ルールズにより規律される運送の諸局面」では、まず Stephen Girvin教授(シンガポール国立大学)から「運送書類と電子的運送記録」について、次いで UNCITRAL第3作業部会中国政府代表であった宋迪煌弁護士から「運送品処分権と権利の譲渡」について、そしてUNCITRAL第3作業部会オランダ政府主席代表であったGertjan van der Ziel教授(エラスムス大学)から「運送品の引渡し」について、それぞれ報告がなされた。

続く第5セッション「ロッテルダム・ルールズとアジア太平洋諸国」では、アジア太平洋地域の各国におけるロッテルダム・ルールズの検討状況について、中国(宋弁護士)、日本(藤田教授)、韓国(金教授)、シンガポール(Girvin教授)では、それぞれの政府の結論は決まっておらず、他国の動向を注視しているようであること等が紹介される一方で、アメリカ合衆国(Sturley教授)では、政府・関連業界が早期批准に意欲的であり、政府機関間の意見照会を経て、2012年2月に大統領に送付された後に、上院での審議に入る予定であることが紹介された。

また第6セッション「ロッテルダム・ルールズと関連業界」では、まず元川崎汽船株式会社法務担当者 である早坂剛氏から「運送人から見たロッテルダム・ルールズ」と題する報告がなされ、ロッテルダム・ ルールズには航海上の過失免責の廃止等の運送人に厳しい項目も含まれているが、欧米で検討されている 国・地域ごとの法規制案もヘーグ・ヴィスビー・ルールズより厳しいものであることが指摘された上で、 運送人にとって懸念される点と評価できる点が実務的な観点を交えて説明された。次に、平田大器弁護士 から、「荷主から見たロッテルダム・ルールズ」と題して、海上輸送中の事故による運送品の損害に関する 荷主の損害賠償請求についてのヘーグ・ヴィスビー・ルールズによる場合とロッテルダム・ルールズによ る場合の違いを中心に報告がなされ、航海上の過失免責の廃止によって訴訟における主張立証の在り方に 大きな変化が生じること等が指摘された。続いて、山口修司弁護士から、「フレイト・フォワーダーから見 たロッテルダム・ルールズ」について報告がなされ、フレイト・フォワーダーと荷主との契約にロッテル ダム・ルールズが適用される一方で、実運送人との契約にはヘーグ・ヴィスビー・ルールズが適用される ような場合には、荷主から損害賠償請求を受けたフォワーダーの実運送人に対する求償が制約されること がありうるため、契約区間の区切り方等の注意が必要であること等が指摘された。最後に、東京海上日動 火災保険株式会社の貨物求償担当専門職である石井優氏から、「保険者から見たロッテルダム・ルールズ」 と題する報告がなされ、航海上の過失免責の廃止により運送人の共同海損の分担金請求や海難救助の救助 料の負担にも影響が生じ得ること等が指摘された。

本シンポジウムは、2日間を通じて300名近い出席者に恵まれ、わが国におけるロッテルダム・ルールズの理解の向上に大きく寄与し得たのではないかと思われる。複数の報告者によって指摘されたように、ロッテルダム・ルールズによる法統一の試みが失敗に終わった場合に各国・地域が個別の法規制を導入する可能性は現実的なものとなっており、わが国においても、ロッテルダム・ルールズの内容を十分に理解した上で、批准の是非に向けた議論が進展することが期待される。

後藤元(東京大学大学院法学政治学研究科准教授・グローバルCOEプログラム事業推進担当者)

事業推進担当者による教育活動

当拠点では、ソフトローの教育を法学政治学研究科の正規の教育課程に位置づけ、法学だけでなく、近 隣諸科学の研究者による講義や演習も提供します。2011年度冬学期の提供科目は以下のとおりです。

担当教員	講義名
荒木尚志	比較労働法研究
飯田敬輔	国際政治経済の諸問題
岩村正彦・荒木尚志	労働判例研究 (通年)
岩村正彦・島崎謙治	社会保障法政策
大崎貞和	金融商品取引法 グローバル証券市場法 2
大渕哲也	知的財産法関係重要判例研究
白石忠志	独禁法資料研究
ダニエル・フット	国際契約交渉
中田裕康 他	民事判例研究(通年)
樋口範雄・神田秀樹・折原誠	信託法
増井良啓	政府間財政関係
森田宏樹	フランス民法研究

GCOE派遣プログラム -

当拠点では、若手研究者の育成および国際競争力ある法律家(法曹実務家等)の育成を目指し、本学の学生を国内外の研究集会やセミナーへ参加させたり、トレイニーとしてローファームや国際機関に派遣したりするプログラムを実施しています。2011年度の実績は以下のとおりです。

氏名	所属	派遣先
石井順也	法曹養成専攻修了	Clifford Chance法律事務所(東京およびロンドン)
高島万梨子	法曹養成専攻修了	Clifford Chance法律事務所(東京およびロンドン)
玉城ちひろ	法曹養成專攻修了	Reed Smith法律事務所(ロンドン)
内田慶子	法曹養成專攻修了	Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所(ロンドン)
根本拓	法曹養成專攻修了	Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所(パリ)
服部有紀	法曹養成專攻修了	McDermott Will & Emery法律事務所(パリ)
米田恵梨乃	法曹養成專攻修了	McDermott Will & Emery法律事務所(ブリュッセル)
畠山佑介	法曹養成專攻修了	Herbert Smith法律事務所(ブリュッセル)
嶋村尚子	法曹養成專攻修了	Lenz & Staehelin法律事務所(ジュネーブ)
木澤愛子	法曹養成専攻修了	Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所(ハンブルク)
大橋純也	法曹養成専攻修了	Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所(ニューヨーク)
橋本純一	法曹養成專攻修了	Holland&Knight法律事務所(ニュー ヨーク)
野中佐和子	法曹養成專攻修了	Davis Polk法律事務所(ニューヨーク)
飯塚啓	法曹養成專攻修了	デラウェア州最高裁判所
小迫由衣	法曹養成專攻修了	IMF (ワシントン)
石塚翔太郎	法曹養成専攻修了	ハーグ国際私法会議
兼平麻渚生	博士課程在籍中	東京大学法科大学院サマースクール International Dimension of Modern Competition Law and Policy

Clifford Chance法律事務所(英国)での研修報告

石井順也

1. はじめに

私は、6月20日から24日までClifford Chance法律事務所の東京オフィス及び8月1日から19日まで同事務所のロンドン・オフィスで研修を受けた。

Clifford Chanceは、英国ロンドンを本部とし、世界23ヶ国に33箇所のオフィス、総計3200名の弁護士を有する世界最大規模のグローバルな法律事務所である。「マジック・サークル」と呼ばれる英国を代表する5つの大規模事務所の中でも、最大の収益を上げる事務所として知られ、英国ひいては全世界において最も有名な事務所の一つと言われる。

グローバルに活躍できる人材になりたいという志向が強く、日本人弁護士が海外で果たせる役割について思いをめぐらせることが多かった自分にとって、またとない魅力的な派遣先だった。

2. 業務内容

(1) 概要

Clifford Chanceにおいて、GCOEプログラムは、同事務所が毎年実施している2週間の「Summer Vacation Scheme」に組み込まれる形で実施される。これは、世界各国から約40人の学生を招いて就業体験をさせるインターンシップ・プログラムである。このプログラムは毎年行われているため、高度に整備されており、導入ガイダンス、学生一人一人にシニア弁護士とジュニア弁護士が割り当てられる体制、全ての学生が参加するミーティング及びソーシャル・イベント等が手際よく用意されている。

(2) 通常業務

私の場合、最初の1週間はバンキング、次の1週間はアセット・ファイナンス、最後の1週間キャピタル・マーケッツに配属された。

バンキングという金融機関をクライアントとする部門においては、①契約書のドラフティング(銀行の送金業務に関するEUの規制法の改正に伴う契約書の文言の変更についての検討)、②法律用語のリサーチ(「debenture」の定義が判例上どのようになされているか)、③金融機関の規制についてのリサーチ(バーゼル3とドッド・フランク法との関係)、④経済制裁と年金の支払との関係についてのリサーチを行った。

アセット・ファイナンスという航空機のリースを中心とする担保を扱う部門では、3本の契約書のドラフティングを行った。契約書の内容は、航空機の売買とファイナンス・リースを組み合わせたストラクチャード・ファイナンスであった。

キャピタル・マーケッツという企業の資金調達を扱う部門では、①クライアントのために作成したCDのチェックと整理、②クライアントに送付する書類のチェックと整理、③メザニン債の発行に関する参考資料の作成を行った。

(3) 全体行事

各部門では頻繁に勉強会等の会議が開催されており、同席させてもらった。また、全ての学生に向けて 用意された勉強会として、不動産部門、訴訟部門、コーポレート部門及び人材育成に関するものが開催さ れた。シェークスピア劇の観劇、食事会やドリンクといったソーシャル・イベントも開催された。

(4) プロボノ

Clifford Chanceは、プロボノ活動として、毎週2回、ロンドン郊外で市民に対して無料の法律相談を行っており、希望すれば学生も参加できる。私は、8月17日の夜、6名の弁護士に同行し、Canning Townでのセッションに参加した。traineeとともに2人の市民の法律相談(家具の売買契約における家具の引渡の不履行、航空会社のサービスの不履行に関する相談)を受けた。

3. 感想

(1)組織性

Clifford Chanceのロンドン・オフィスは、約800名の弁護士を擁する巨大組織であり、その実質的な事業 形態は、日本人がイメージする「法律事務所」よりは「会社」に近い。その組織運営は高度にシステム化 されている。

業務内容に応じて担当部門が数多く設置されており、弁護士は、分業化された仕事の一端を担う。おおむね、入所して2年経ち、「trainee」から「lawyer」になる頃には、自分の担当分野を確立し、その分野でのパートナーを目指す(それ以外の分野には関わらない)のが通常のようである。人事、IT等のadministrationの部門にも相当のリソースが割かれており、これらの部門にも弁護士が多数勤務している。

オフィスでは、優れたITのシステムが完備されており、イントラネットや統合されたEメールシステムによって、現地オフィス内部での連携はもちろん、世界中のオフィスのネットワーク連携が図られている。東京オフィスでの研修で利用した自分のデータやEメールアカウントはそのままロンドンで利用することもできた。

また、オフィスは自らが保有する32階建ての高層ビルにあり、その中には、スポーツ・ジム、プール、食堂、カフェ、クリーニング、美容院等の設備が整っている。業務時間中はオフィスの外に出ることなく日常の用を足すことができる。これらの施設の利用への支払はすべてクリフォード・チャンス独自のスマートカードで処理される。出勤前後のみならず、勤務時間中においても、時間を見つけてスポーツ・ジムに行く弁護士が多い。

(2) 国際性

Clifford Chanceは、世界の多くの国にオフィスを置くグローバルな組織であり、そのネットワークを生かして、クロスボーダーの業務を処理することを得意としている。同事務所としても、そのことを十分に意識しており、自分達が、単なる法律事務所というよりは、一流のグローバル組織として、マッキンゼーやゴールドマン・サックスに比肩するようなプレスティージ、ブランドをもつ組織を目指す、という目標を掲げている。

コーポレートにおいてもファイナンスにおいてもクロスボーダーの案件が非常に多い。国内での訴訟を まったく扱わない部門もある。香港デスクやアムステルダム・デスクといった地域を担当する部門も置か れ、英国法弁護士のみならず、米国法、オランダ法等の外国法弁護士も数多くロンドン・オフィスで採用 されている。東京オフィスにも外国法弁護士が多数勤務している。

私の研修においても、東京オフィスで自分がたまたま扱った案件において問題となったポイントが、ロンドン・オフィスにおいてもクローズアップされるということがあり、業務の国際性と各国にまたがるオフィス間のネットワークの強みを目の当たりにした。

(3) 印象

このような組織性と国際性は、世界レベルでビジネス・ローを扱う法律事務所の一つの最先端の形態を示しているような印象を受けた。グローバルな環境で活躍する道を模索する自分にとって、様々な知識の取得、考え方の形成への寄与、人的交流の発展等を通じて、多くの示唆と刺激を得る良い機会となった。

将来、このような環境に身を投じ、自分の力を試したいという思いを強くした。

4. おわりに

世界的に知られるグローバル事務所の本部で、実際に何が行われているかを自分の目で見て、英国及び他の欧州諸国の弁護士と交わり、日本人弁護士が海外で働くことの意味についてあらためて深く考察することができたのは、非常に有意義だった。このような貴重な機会を提供下さったGCOE事務局に対して深い感謝の意を表したい。



欧州から派遣された研修生と一緒に会食。

GCOE海外派遣プログラム IMF派遣

小迫由衣



1 はじめに

私は7月の初めからワシントンDCにあるIMFの法務部でインターンをさせていただいた。ちょうどアメリカの国債問題、ギリシア・エジプトの問題が熱く議論されている時期で、機密性が高くIMF内部での議論には参加することはできなかったものの、各国から集まったインターン生同士で、意見交換をすることができた。

その中で感じたのは、各国からは1人ずつくらいしかインターン生としてIMFにいなかったため、それぞれの意見が、一個人の意見として捉えられず、各国の代表の意見として捉えられがちであったことだ。国際機関では、自分の言葉や行動が日本のイメージを作り上げるのだ、ということにとても責任感を感じた。

2 IMFでの業務内容

- (1) IMFの法務部では、具体的な融資の案件ではなく、モデルとなるような中央銀行法(日本でいえば日本銀行法)を作成しようと試みていたため、私はその前段階として、各国の法律の比較を行った。
- (2) まず初めに、ELA (Emergency Liquidity Assistance)のリサーチをすることとなった。調べていると、法律はドメスティックなものではあるが、その仕組みや背後の考え方は、想像以上に万国共通であった。一方で、各国にユニークな部分もあり、その国の歴史について知識があると、読み飛ばしてしまいそうな違いにも気づくことができることがわかり、大学受験のときの世界史の知識をもう一度思い出すことになった。
- (3) 次に、マレーシアのofficial administrationについて調べる課題を与えられた。これがとても難しく、まずはかかわってくる法律はThe Banking and Financial Institution Act of Malaysia, The Central Bank of Malaysia Actということで、この2つの法律を読み込んでいた。しかし、調べていくにつれ、The Islamic Banking Actや、The Malaysia Deposit Insurance Corporation Actもかかわってくることが発覚し、制定された年代もまったく違うことから規定の仕方も異なり、オーバーラップする部分もあり、仕組みを理解するのにとても時間がかかった。

マレーシアの中央銀行は、イスラムの銀行としてシャリーアを遵守し、イスラム圏でリーダーシップを 取っていくことをも目標としており、宗教のない日本にはない発想であったので、とても興味深かった。

イスラム金融は今後も重要性を増してくる中、マレーシアというインフラが比較的整備されている国の制度の影響力は、大きいものだろうと感じた。ただ、サウジアラビアのポリシーと異なっているようで、イスラム圏でのオーソリティーがこれからますます問題になりそうだ。

- (4) 日本におけるConsolidated Supervision of Banking Groupsについてのリサーチを行った。日本語でリサーチ自体は行えるものの、銀行法は施行令と施行規則に多くを委任しているため、ロースクールの金融法の授業のようであった。定義自体をこのように下位の法律に委任するのは珍しいとのこと。しかし、金融という分野自体は、時代とともに柔軟性が要求されるため、これでいいのかもしれない。
- (5) インターン中を通して、Burden Sharingの話し合いにも参加した。リーマン・ショック以降、一つの金融機関の倒産が世界に波及することへの危機感が高まっている中、どのように各国で緊急時の一時的な融資等、負担を分担していくか、というものだった。まだ法務部でもリサーチ段階で、議論はかなり抽象的であったが、何とかプラクティカルにしようとしていた。ただ、法的拘束力を持たせるには、かなり難しいのではと感じた。

話し合いに参加していて、わざわざ他の国の分まで負担していくモチベーションを示すことも難しいと思った。一定の先進国の市場に入ることの条件にしたり、負担の分担により全体的なコストを下げることが自国のコストを下げることにつながる、ということを積極的に提示したりしなければ、理想論で終わっ

てしまう気がした。

また、最後はすべてポリシーになってしまって、結論がなくなってしまうのがもどかしかった。法律家は、ポリシーではなくlegal corridorを示していくのが役割なのだそうだ。

3 多くの出会い

ここはアメリカ。何事も積極的にいかなければ!と思い、いろいろな人にコンタクトを取って、お話を伺った。IMFで働く日本人のエコノミストの人、人事部の人、法務部の部長さん、副部長さん、他の部署のインターン生、世界銀行の法務部の人…どの方に会っても、みんなそれぞれ専門性を持っていることが特徴的だった。ジェネラリストであるということもひとつの専門性かもしれないが、自分を色づける武器を持つことは、国際機関で働く上で、かなり重要だと感じた。

アメリカにいながら、ほとんどアメリカ人に出会わなかったのもIMFの特徴かもしれない。世界銀行との若手交流会もあり、そこでもさまざまな国の方と出会うことができた。

と同時に、世界銀行との違いも興味深かった。個人個人で見ればそれぞれであるのはもちろんだが、全体で見ると傾向があるのが面白い。お互いをどう表現するのかも聞いていて面白かったし、法務部一つとっても、やっている仕事がかなり異なっていて面白かった。IMFと世界銀行とはデーターを共有しており、IDも共通なので、IMFのスタッフは自由に世界銀行に出入りできる。ちなみに、食堂はIMFよりも世界銀行のほうが評判がよく、IMFの人は時間の許す限り世界銀行でお昼を食べることが多い。

4 法律家の役割

IMFという機関は、そもそもエコノミストが多い。法務部はIMFからの直接の予算をうけず、各ユニットから受注して、タイムチャージ制になることが検討されているそうだ。新しいMDこそ法律家(もっと広く言えば大統領も法律家!)だが、IMFのような機関における法律家の役割を考えさせられた。

一方で、IMFが融資をする際にはもちろん契約を締結するし、条件の一つとして中央銀行に対する一定の法的な枠組みを求めることもあり、その際は比較法の観点が必要になってくる。

法務部は必要な存在ではあるが、前面には出てこない。In houseということなのであろうが、IMFで実際にインターンシップをしていて、日本の法務部とは異なる印象を受けた。IMFのリサーチにはアカデミックな部分もあり、また法務部の部長さんは精力的にプレゼンスを高めようとしており、技術支援の一環として法的なアドバイスをする、ということも面白い点であった。

5 日本の地位

私は学部時代に学生会議等に参加したが、そこでは日本の地位がかなり低下していると感じた。学生レベルでは、単純に経済の動向を反映して、日米学生会議よりも、アメリカ人の興味は米中や米韓に移行していた。

しかし、少なくともIMFや世銀においては、日本人はかなり必要とされているという印象を受けた。日本人の仕事は評価されているし、言語という壁はあるものの、第2の出資国でもあり、もっと人材面でも日本人は貢献すべきだと思った。

6 終わりに

国際社会の中の日本、国際機関の法律家――私の中で具体的なイメージがつかめたことが、一番の収穫であった。そして、インターンシップ中出会った人たちは、何にもかえがたい財産となった。特に同じインターンシップ生であった3人は、週末にも会ったり、お互いの国の食べ物を交換したりして、本当に仲良くなった。

国際機関で働く、ということは時に文化の違いゆえに衝突も多いと思われるが、法律の世界は、どこか 共通の言語がある気がした。

このような機会を与えてくださったGCOEプログラムに、心から感謝いたします。

GCOE海外派遣プログラム報告

野中佐和子

1. はじめに

2011年7月、私はGCOE海外派遣プログラムにより、アメリカ有数の法律事務所であるDavis Polk法律事務所のニューヨークオフィスにおいて研修の機会をいただきました。以下では、研修中に携わった業務に関することや研修で印象に残ったことなどを述べさせていただきたいと思います。

2. 金融規制改革法 (Dodd-Frank Act)

本プログラムにご協力いただいているRandall Guynn先生が、事務所のプラクティスグループの一つであるFinancial Institutions Group (FIG) の代表をなさっていることもあり、研修中はFIGに所属して業務に取り組ませていただくことになりました。

アメリカでは、金融規制改革法(Dodd-Frank Act)の成立により大恐慌時以来の抜本的な大改革ともいわれる金融規制改革が行われ、現在もその改革は進行中です。Davis Polk法律事務所は、いわゆるリーマンショックなどを契機とする金融危機において法律サイドで活躍した事務所の一つに挙げられており、FIGが中心となって行っているDodd-Frank Actに関連する業務は、対外的にも大きく注目されています。

Dodd-Frank Actは、全2307ページ、1601条に及ぶ包括的かつ大幅な金融規制改革を行う法律であり、FIGが作成した要約版でも100ページを超えます。そのため、研修期間の中で全体を十分に把握できたといえませんが、要約版や関連文書を読みつつカウンセルのReena Sahni先生とディスカッションさせていただきながら、理解を深めることができたように思います。改正作業等に関連する記事が新聞に連日のように掲載されるなど、アメリカで最も注目を集めている重要な法律の一つに挙げられるDodd-Frank Actに関する最前線の業務に触れる機会をいただいたことは、大変貴重な経験でした。

3. M&A業務

M&A GroupのパートナーであるMichel Davis先生のご厚意により、ニューヨークオフィスと東京オフィスが共同して行っている日本企業のアメリカ企業買収案件に携わる機会をいただきました。

私の研修期間は、当該案件のデューディリジェンス・プロセスの開始時期にあたり、経営者間のインタビューやディスカッションを数週間後に控え、ターゲット企業の調査や、Q&A作成を行っている最中でした。そこで、デューディリジェンス・チームの一員として、生の案件が実際に動く臨場感を肌で感じながら、ターゲット企業の調査を行いメモの作成を行わせていただきました。具体的には、ターゲット企業が当事者となっている現在進行中の訴訟を調べその概要をまとめること、及び、ターゲット企業の財務諸表等を確認しその概要をまとめるとともに、負債や大型取引などに関し特に留意すべき点はないか調べることを担当しました。

詳細なタイムスケジュールが定められている企業買収案件においては、短期間で効率的かつ正確なデューディリジェンスを行うことが求められます。当該案件のデューディリジェンスでは、確認を要する英文書類が多い上、過去に遡って調査しなければならないことも多く、英文メモを完成させるのは思った以上に大変で、予想以上に時間がかかってしまいました。

それなりの規模の企業買収案件でしたが、少数精鋭でデューディリジェンスを実施しており、業務の大変さと面白さを肌で感じました。また、グローバルなM&A案件の場合、言語や慣習の違いなどから、国内案件よりも慎重さが求められる場面が数多く生じうると思いました。研修期間の中で実際に関わることができたのは、当該案件のごく一部分にすぎませんが、それでも実際の案件が動く醍醐味を感じることができたことは、大変貴重な経験でした。担当のアソシエイトの先生には、業務の合間に日米間の案件に携わった経験や弁護士の日常生活などの話も聞かせていただき、非常に参考になりました。

4. 研修で印象に残ったこと

研修では、業務以外にも多くの先生方との交流やサマーアソシエイト向けのイベントへの参加を通じて、 数多くの経験をさせていただきました。

Investment Management Group(IMG)共同代表のお一人であるYukako Kawata先生のお誘いで、Investment Managementに関する勉強会に参加させていただいた際は、投資関連の知識があまりなく、近年のアメリカの規制状況や立法の動向などを十分に把握していなかったことなどもあり、高度な議論を聞き取るのに苦労しました。しかし、若手のアソシエイトからベテランのパートナーまでメンバーが活発に自分の問題意識や意見を述べ、議論が白熱していくのを拝見させていただくのは、大変刺激的で楽しいものでした。

また、Capital Market GroupのパートナーであるRichard Drucker先生、東京オフィスのカウンセルであるMichel Dunn先生、Credit GroupのカウンセルであるErika White先生にJapan Practiceについてお話を伺う機会もいただきました。

私がお会いできたのは、約700人の所属弁護士のうちごく一部の先生方にすぎませんが、事務所には、ホワイトハウスや証券取引委員会(SEC)での勤務経験など様々なバックグラウンドをお持ちの弁護士が多数在籍されており、個人のバックグラウンドを生かせる業務でご活躍されていました。また、時には休職やパートタイムを織り交ぜながら出産、子育てを行い、ワークライフバランスを保ちつつパートナーやカウンセルとして第一線で活躍されている女性弁護士が何人もいらっしゃり、女性の法曹実務家のあり方を考える上でも有意義であり、個人的にも大変参考になりました。優秀な人材をうまく活用し、またそれを可能とするだけの業務内容の多様さがあると感じました。

5. 最後に

研修では、業務や弁護士の先生方との交流を通じて大変有意義な経験をさせていただきました。グローバルなビジネス環境下において、法曹実務家として活躍していくためには、単に法律知識を取得するだけでなく、高度な語学力やコミュニケーション能力、国際的なビジネス感覚を身につける必要があることを痛感しました。

Guynn先生をはじめとするDavis Polk法律事務所の皆様、グローバルCOE海外派遣プログラムの岩村先生、神田先生、藤田先生、そしてグローバルCOE事務局の皆様には大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。

デラウェア州最高裁判所での研修報告

飯塚 啓

<u>1. 研修期</u>間・身分

研修期間:2011年7月9日(土)~ 8月4日(木) 身 分:GCOE特別研修生(サマーインターン)

2. はじめに

私は、中高生の頃から海外と関わる仕事がしてみたいとの思いが強く、GCOE海外派遣プログラムのことを知ったときは迷わず応募を決意しました。数ある派遣先の中からデラウェア州の最高裁判所を希望させていただいたのは、東大ロークスールにおいてM&Aに関する講義を受講し、アメリカの中の小さな州であるデラウェア州の最高裁判例が、遠く離れた日本の会社法分野においてなぜ大きな影響力を持っているのかということに関心を持っていたからでした。運よく、第一希望であったデラウェア州最高裁への派遣を



していただき、素晴らしい時間を過ごすことができました。紙幅の関係もあり簡略化せざるを得ませんが、 そこで体験してきたことについて以下で報告させていただきます。

3. デラウェア州最高裁判所について

デラウェア州はアメリカ東海岸、ワシントンD. C. とニューヨークの間にある小さな州に過ぎません。ですが、デラウェア州最高裁判所における会社法や破産・再生関連の判例は全米、ひいては海外でも大きな影響力を持っています。州には高裁というものがなく、地裁の次の審級が最高裁という形になっていました。

私は、そのデラウェア州最高裁判所において、最高裁判事であるJacobs裁判官の下でサマーインターンという形で研修をさせていただきました。

4. 研修の概要

- ① 最高裁に継続している事件の記録を読んで、毎週水曜日にある最高裁口頭弁論を傍聴。その後、 Jacobs裁判官またはJennifer(Jacobs裁判官担当のロークラークの方です。ロークラークとは、日本 でいう調査官のようなもので、判決に必要な調査等を担当します。私は、研修の間、主にJenniferに 面倒を見てもらっておりました。)と当該事件に関する討議。
- ② 地裁に継続している事件の中で、自分が興味のあるものについて傍聴。その後、当該事件について わからなかったこと等についてJenniferと討議。

具体的には以下(私が研修時につけていた日記の一部です)のようになっておりました。

『7月13日(水)

八時頃にSunny にホテルまで迎えに来てもらい、Dover の最高裁へ向かう(最高裁のオフィスは滞在先のWilmington にありましたが、最高裁の法廷は Dover という別の街にありました。そこへの移動には車で2時間ほどかかりました。)。State of Delaware V. DEBRA KEITH(exigent circumstances の事例)と、State of Delaware V. Rashan Owens(共犯者の自白の補強証拠の必要性について、いかにjury に説明するかという事例)を傍聴。オフィスに帰った後はJacobs最高裁判事と討論。①この裁判の結論はaffirmed or reversed? ②弁護士の弁護活動のどこがよくてどこが悪かった? という2点について問われる。討論の後、来週の最高裁口頭弁論の記録を渡され、この日の業務は終了。7月14日(木)

朝からJennifer とsuperior court(地裁)に行く。地裁はWilmingtonにあるので、傍聴に行くのは簡単である。State of Delaware V. Grant John(レイプ犯の事例)にて、jury selection と、opening statement を見る。Opening statement は、弁護士がjury に語りかけるように話す姿が印象的だった。Jury selection においては、州側、被告人側の思考が透けて見えて面白かった(例えば、被告人側は白人の高齢女性をはじける限りはじいていた)。

さらに、State of Delaware V. Donovan Michael (DUIという飲酒運転の事例)を傍聴に行く。この日で終わるからということで、手続の全体を見ることを期待して行ったのだが、予想以上に長引いてしまい、次の日へ持ち越し。

この2件の傍聴でこの日は終了。』

地裁傍聴に関しては、上記の日はJenniferが同行してくれましたが、それ以降はJenniferから現在継続中の事件にどういうものがあるかの説明を受けた上で、自ら地裁へ傍聴に行っていました。主体的に動かなければ何も変わらない状況でしたので、出来る限り自らの希望を伝えるようにして時間の許す限りで数多

くの事件に傍聴に行き、Jenniferに質問をしました。Jenniferは、多忙なのにも関わらず、私が質問をした時には必ず大変丁寧に回答をしてくれました。このような日々の会話の中から、本当に数多くのことを学んだように思います。

5. 学んだこと (デラウェア州の会社法判例がなぜ大きな影響力を持つのかについて)

研修を通じて学んだことは数多くありますが、その中から、私が特に関心を持っていた「デラウェア州会社法判例がなぜ大きな影響力を持つか」ということについて知ることができたことを以下に記載します。

Jennifer等いろいろな方からお話を伺い、デラウェア州会社法判例が大きな影響力を持つ理由としては以下のようなものがあるように思われました。

- ◇ 税制上の優遇措置等によりデラウェア州には多くの会社の本籍地が存在する。
- ◇ デラウェア州にはbench trial の仕組みが存在しており陪審員の判断を介さずに専門家たる裁判官の 判断を仰ぐことができる場合が存在するため、予測可能性の乏しい陪審員の判断を避けることがで きる。ゆえに、いくつかの州に管轄のある会社はデラウェア州に訴訟提起をすることが多い。
- ◇ 最高裁裁判官は事案の積み重ねによって、判断に必要な知識を十分に得ているため、妥当な判断を することができる。

もっとも、率直に言えば、その影響力を若干不思議に思うこともありました。それは以下のような理由からです。

- ◇ 最高裁に係属する事件の中で会社法関連事件の割合は高くはなかった(私の研修期間中も、統計上 も、会社法関連事件は10%ほどしか係属していません。)。
- ◇ 最高裁判事をサポートする人員が、私の思っていたほど多くはなかった(最高裁判所長官に2人、その他の4人の最高裁判所判事に1人ずつロークラークがつく体制でした。)。
- ◇ 最高裁判事になるための要件として、特にファイナンス等の知識が要求されているというわけではなかった。

しかしながら、上記のような点を若干疑問に思いはしましたが、総じて言えば、デラウェア州最高裁判例が大きな影響力を持っていることに納得をすることができました。その最たる理由は、上述の理由(会社本拠地が多い等)から「デラウェア会社法判例は信頼できるものだ」という感覚をアメリカ国内の方が持っているように感じたということにあります。その感覚があるからこそ、同判例はアメリカ国内で権威となり、日本においても参考にされるのだろうと考えました。

6. 研修を通じて感じたこと

(1)積極性の大切さ

私は、海外でのインターン経験もなければ、帰国子女でもなかったので、希望通りのところで研修が出来ることになって嬉しさがあった反面、不安も多くありました。情報が不足していて、研修が実際に始まるまではどのような流れで研修が進んでいくのかもよくわかっておらず、直前には一体どうしたものかと困惑しておりました。

ただ、あまりに多く懸念事項があったためか、いざ研修が始まると開き直って積極的に行動をすることができました。それが、本当に良かったと思います。例えば、Jacobs裁判官の下には最高裁のサマーインターンは私しかいなかったこともあり、インターン生間の交流は本来ないはずだったのですが、地裁法廷で会った地裁のサマーインターン生に話しかけ、仲良くなって地裁サマーインターン生と飲み会に行ったりすることができました。本来の研修業務の中でも勿論貴重な経験を積むことができましたが、そのような日常のコミュニケーションの中では、現地のロースクール生が抱えている悩みなどを知ることができ、やはり得がたい経験ができたように思います。

自ら積極的に動けば状況は変えられる。今回の研修を通じて、それを実感しました。

(2) 語学力の大切さ

私は、英語が苦手というわけではないのですが、上記の通り帰国子女ではないので、研修の最初はやはり面食らいました。口頭弁論の最中に筋が追えなくなることもありましたし、Jacobs裁判官やJenniferとの議論の時には何を言っていいのかわからない時がありました。慣れてくるにつれだいぶましにはなりましたが、常に、英語を自在に使えればもっと研修が実りあるものになるのにという悔しい思いを抱えていたのも事実です。海外と関わるような仕事がしたいのであれば、英語力に関してはもっと努力しなくてはならないということを実感いたしました。

7. 最後に

この短い報告書ではほとんどお伝えすることができていないと思いますが、今回の研修は自分に本当に 多くのものを与えてくれました。今までは抽象的なものでしかなかった、「海外に関わる仕事がしたい」と いう思いが、一気に具体的なものになってきたように思います。

自分だけでこのような研修がしたいと思っても、どんなにお金を積んでもできなかったと思います。このような素晴らしい機会を用意してくださったGCOEプログラムの先生方、サポートしてくださった事務局の方、Jacobs裁判官やJenniferを始めとするデラウェア州最高裁判所の方々や地裁の方々皆様に、この場を借りて心よりお礼申し上げます。

GCOE海外派遣プログラム報告書

木澤愛子



はじめに

私は、今回グローバルCOEのプログラムにより、4週間、Freshfields Bruckhaus Deringerのハンブルクオフィスで研修をさせていただきました。研修中は、コーポレート部門で主に企業買収に関する課題に取り組んだほか、事務所の先生方のご厚意でハンブルクのBucerius Law Schoolが提供している留学生用のサマープログラムにも参加させていただきました。

ハンブルクオフィスでの課題

ハンブルクオフィスでは、まず、国際的な敵対的企業買収事件に関するリサーチをしました。具体的には、これまでに起こった代表的な国際的敵対的企業買収事件について調べ、それらの事件がなぜリーディングケースであると考えられているのか、それぞれの事案の特徴や事案の中でどのような事実が重要かについて考察し、メモにまとめました。

また、日本における敵対的企業買収事件についてリサーチし、日本において、これまでにどのような敵対的企業買収事件が、いつ、何件あり(うち何件が成功し)、日本における敵対的企業買収事件がどのような傾向を有しているかについて考察し、メモにまとめました。特に重要と考えられているケースについては、法律雑誌に掲載された論文や新聞記事等を調べ、個別にメモを作成し、報告しました。

次に、日本の金融商品取引法の基本的な発想、概要、重要な変更点等について英語でまとめたメモを作成し、報告しました。また、法務省及び経済産業省による買収防衛策に関する指針の要旨を解説したほか、 買収防衛策に関する最近の議論について紹介しました。

また、ドイツのコーポレートガバナンス、特に共同決定制度について紹介している論文を読み、ドイツのコーポレートガバナンスのあり方と日本のコーポレートガバナンスのあり方とを比較し、ドイツでの議論がどのように日本でのコーポレートガバナンスに関する議論にあてはまり得るかについて、パートナーと話し合い、検討しました。

以上のほか、紛争部門のパートナー、インターン生に協力していただき、裁判所を訪問し、裁判を傍聴 したり、また、ランチの時間を利用して定期的に行われている事務所内の勉強会にも自由に参加させてい ただきました。

Summer Program in International Business Law

研修の後半は、オフィスでの課題と並行して、ハンブルクのBucerius Law Schoolのサマープログラムに参加させていただきました。このサマープログラムには、ドイツからの学生はもちろん、フランス、イギリス、ポルトガル、イタリア、モロッコ、トルコ、アメリカ、中国、香港、台湾、韓国、インドネシア等からの留学生が参加しており、既に弁護士として働いている方も何人かいました。オフィスでは、ドイツ人のインターン生はいましたが、海外からのインターン生は私以外にはいなかったので、サマープログラムを通じてたくさんの留学生と出会い、一緒に学習し、また、お互いの国の法制度について紹介し合ったりすることができてとても楽しかったです。

サマープログラムでは、比較契約法に関する講義を履修しました。この講義では、特にドイツ契約法、フランス契約法、イギリス契約法の3つを取り上げ、それぞれの基本的な考え方、構造を学び、その上で、ヨーロッパ契約法のアイディアとその基本的な問題点、今後の可能性等について学習し、クラスで議論し

ました。また、サマープログラムでは、講義の他にも、たくさんのイベントが企画されており、Bucerius Kunst ForumやInternational Tribunal for the Law of the Seaを訪問したり、BBQをしたりしました。

研修を終えて

今回私が研修をさせていただいたFreshfieldsのハンブルクオフィスは、何より、オフィスの雰囲気がとてもよく、海外からのインターン生を受け入れることは例外的であったにも関わらず、大変温かく迎えていただきました。特に、コーポレート部門の指導パートナーの先生と私のメンターを担当してくださった先生は、4週間の研修が、事務所にとっても、また、私にとっても有意義なものとなるよう、常に取り組みたい法分野や会って話をしたい先生などについて希望を聞き、実現するよう尽力してくださり、本当に感謝しています。事務所の外でも、ドイツと日本に関連するイベントを紹介していただいたり、日常生活の面でもたくさん助けていただきました。ドイツでも、日本のビジネスロイヤーと同様に、先生方は皆遅くまで事務所に残って仕事をされていて、研修中も大変忙しそうでしたが、そのような中でも、指導パートナーの先生、メンターの先生、コーポレート部門の先生方、また、他の部門の先生方が、ランチやコーヒーに誘ってくださったり、部屋を訪ねて話しかけてくださったことは、本当にありがたく感じました。また、多くの先生が、海外の大学院や法律事務所等への留学経験があり、英語、さらにはフランス語もしくはスペイン語が堪能で、外国の文化に対しても、とても寛容でした。日本に興味を持たれている先生方もいらっしゃり、日本の文化や日本語、日本の法制度、観光地などについて質問を受けることもありました。

これまであまりドイツとは縁がありませんでしたが、今回の研修を通じて、ドイツと日本を結んでいる関係諸機関について知り、関係者の方々とお会いする機会にも恵まれました。ドイツはとても魅力的なところですし、ドイツの歴史や文化についてもっと理解を深めたいと感じました。法律の分野におけるドイツと日本の交流についても、今回の研修を1つのきっかけにして、今後も関わっていけたらと思います。

これからこのプログラムに参加される方へ

これからこのプログラムに参加される方には、研修中は、担当弁護士やメンターの先生とよく話をして、とにかく自分から積極的に行動して、いろいろな経験をしてほしいと思います。海外の法律事務所で1か月研修をし、海外の弁護士がどのように仕事しているのかを直接見て、英語で課題に取り組み、コメントをいただいたり、他の留学生と議論し、お互いの国の法制度、法曹制度について紹介し合ったりすることは、とても貴重な経験になると思います。

また、言葉については、英語圏以外のところで研修をする場合には、多少でも現地の言葉を理解できた 方がいいと思います。私の場合は、オフィスでの課題及びサマープログラムはすべて英語でしたが、課題 自体は英語であっても、ドイツ語の条文を確認したり、ドイツ語版と英語版とを比較したりすることがあ りますし、事務所で使えるデータベースや文献等は基本的にドイツ語なので、英語しかできないとなると、 できることやアクセスできる情報がかなり限られてしまうことになります。また、食事に出かけたときや

ちょっとした会話の中でドイツ語が飛び交うことがあるので、ドイツに行かれる方は、是非ドイツ語にも挑戦して、 基本的な会話や挨拶だけでも行く前に勉強をしておくとよいと思います。

最後に、今回このような機会を与えていただいた岩村先生、神田先生、藤田先生、GCOE事務局の方々、事務所でお世話になった先生方に改めて深く感謝したいと思います。本当にありがとうございました。将来この経験を活かせるようこれからも努力していきたいと思います。



Freshfields paris office 派遣報告書

根本 拓

私は、パリのFreshfields Paris officeに7月4日から7月29日までの4週間派遣させていただきました。

1、研修の内容

(1) 研修の開始まで

私の研修は、着いてすぐに始まったわけではありませんでした。今回、Freshfields Paris officeに初めて 私が研修生として派遣されたのですが、従来パリの他の法律事務所に派遣される研修生にはvisa等の特別 の許可証は要求されていませんでした。したがって、私も同じような認識を持っていました。しかし、研 修について連絡を交わしている過程で、私を受け入れるためには法律事務所が、政府から労働許可証なる ものを取得する必要があり、それに時間がかかると先方より言われました。この時点で私は航空券をもう すでに購入してしまっていたので、やむを得ずとりあえず渡仏することにし、現地に着いてから引き続き この件についての交渉を行わざるを得なくなりました。

したがって、現地での1週目は、ひたすら許可の要否の交渉、および許可が必要だとした場合にそれが早く下りるよう努力してもらうことへのお願いに費やされました。具体的には、その許可証の性格、それが必要とされる理由、さらに許可が下りるまでの期間などを聞くとともに、交渉の過程でそれがどうしても必要ということがわかったので、通常なら下りるまでに2ヶ月かかるといわれた許可がなんとか早く下りるよう当局と交渉してもらえないかということへのお願いを、自分の研修期間の終了時期が決まっていて融通が利かないという事情を訴えつつ、ときには電話で、ときには直接事務所に赴いて行いました。

この結果、2週目には許可が下り、予定より1週間遅れて私の研修は始まりました。

(2) 研修開始後

私はCorporate部門に派遣されました。

そこで私は、フランス語をビジネスで使えるレベルに使いこなすことはできなかったので、英語の仕事をもらいました。もらった仕事は、M&Aを行うにあたってのデューデリジェンスに関係する書類のチェックでした。これらの仕事は形式的ないし事務的なもので、特別な知識などは特に必要ありませんでした。詳述すれば、デューデリジェンスをするにあたって全ての書類上の会社の名前をシークレットコードに変える、書類上の文章に句読点が打ってあるかを確認する、書類の形式を統一させる、全ての書類の一覧表に漏れがないかを確認する、といったものでした。

これらは比較的形式的な仕事でしたが、これも秘書ではなく弁護士がやるものということだったので、このようなものがまずできなければ、より高度な仕事ができるはずもないと思い、膨大な書類のチェックを、緊張感を持ちつつすることができました。また、なにか自分なりの付加価値を生み出そうと努力し、そこに楽しみを見出していました。たとえば、言われていなくても、どうせなら書類全体に目を通そうと思い、English nativeでない弁護士の方が作った書類などは、文法の間違いまでチェックしました。自分なりの付加価値を生み出し、大いなるやる気とわずかばかりの能力を弁護士にアピールすることで、次はもっとおもしろい仕事をもらおうという魂胆がありました。結果的に、その案件を担当しているチームの弁護士から好感を持ってもらうことができ、最終日にはそのチームの弁護士にランチに招いてもらえました。

次に、私は研修中、特にすべき仕事が無い時間があったので、この時間を読書に当てることがありました。私は将来、競争法関係の仕事をしたいという希望があったので、図書館でACT(Anti-trust, Conpetition and Trade)法の本を借り、フランスおよびヨーロッパのACT法の内容および運用状況について学びました。

さらに、普段は接することないような弁護士と話がしてみたいと思い、同じCorporate部門のパートナーにメールでコンタクトをとり、時間を空けてもらって、フランスのM&Aの状況、それに対する弁護士の考えや人々の感覚、ひいてはフランス社会一般の問題についてインタビューをさせてもらいました。また、

HR(人事課)のスタッフにお願いして、ACT部門の弁護士とのアポイントメントをとってもらい、フランスおよびヨーロッパのACT法の内容および運用についてインタビューをさせてもらいました。

このインタビューは、事前にしっかり自分なりにシミュレーションをしたうえで臨んだため、それなりにスムーズに行うことができ、有意義なものとなりました。

2、感想

今回の研修は、そもそも研修を始めるまでにトラブルがあり、また仕事の内容的にももう少しやってみたかったという思いが残りました。しかし、私はこの研修で、貴重な経験をさせていただき、様々なことを学ばせていただけたことに、深く感謝しております。

特に強調しておきたいのは精神面についてです。

そもそも今回は渡仏後、いつ研修が始まるかわからない状態におかれ、不安を感じていました。

また、Freshfieldsでは、自ら主張しないとなにも自分に与えられませんでした。したがって、私の毎朝の日課は、フロアの弁護士を回って、仕事があるかを聞いたり、ランチの時間があるかを聞いたりすることでしたが、断られることが続くと、だんだんと気が重くなり、もう今日はいいかと思ったりもしました。しかし、世界で勝負していくためには、そのような状況におかれたときでもなお、自分の存在をアピールし、手を替え品を替え、交渉をしていく打たれ強さ、粘り強さがおそらく必要なのだ思います。私は日本では、かなり前向きで精神的に安定しているほうであると言われてきましたが、今回の研修で自分の精神的な弱さを痛感しました。

また、Freshfieldsでは今までの経歴が全く通用しませんでした。私たち、少なくとも私は、いわゆる東大ブランドの恩恵を享受してきました。しかし、今回は全くそれがありませんでした。私はここに至って、自分は全く無力であり、また誰かが手を差し伸べてくれなければ何もできないということを自覚させられました。このことは、私にとって痛くはありますが大きな収穫でした。

精神面での収穫のほかに、パリに滞在できたことも、私の今後の糧になったと思います。私はもともと、特に絵画などに疎かったのですが、仕事後や休日に毎日のようあちこちにある美術館等に足を運ぶうちに、自分の好きな画家ができたり、同じ美術館に再び足を運んだりするようになりました。理系の友人などに聞くと、ヨーロッパの学会などでは教養がないと、少し馬鹿にされると言います。実際、私が話をした弁護士に聞かれたのは、「君は黒澤作品のなかで何が一番好きか?」ということでした。海外の一流の弁護士は、豊かな教養を持ち合わせていると思わされた瞬間でした。パリ滞在から私は、私自身の人生が豊かになる可能性をいただいたと同時に、世界の弁護士と渡り合う上で持っておいて損は無いものを、少しではあれ得る機会をいただいた気がしています。

本プログラムによりパリに派遣されて以降、私の頭のどこかに、常に、今のままで「世界」の中で勝負できるのか、という問いがあります。私は今、司法修習を行っておりますが、充実感を覚えつつも、このまま1年を過ごして私が置かれたあの環境の中で勝負できるように少しでもなるのか、あそこにいた同世代の人々に遅れをとっているのではないか、という危機感をどこかで感じています。

自分と世界との間にある大きな差を感じられたことが、私にとってこのプログラムに参加させていただいた一番の意義でした。この経験を無駄にせず、これからこの国が厳しい時代を迎える中で、まず日本人として、世界で渡り合っていけるように、日々精進して参りたいと思います。

最後に、本プログラムで、特に研修が始まらなかったときに、お忙しいなか懇切丁寧にアドバイスをいただいた岩村先生、神田先生、またお世話になったGCOEプログラム事務局の小疇様に深くお礼を申し上げます。



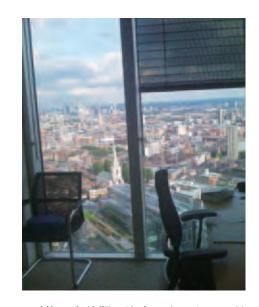
同室だった研修生と。

GCOE海外派遣プログラムを経て

玉城ちひろ

<派遣先について>

私は今回、世界24か所にオフィスを持ちグローバルに展開しているReed Smith Londonの海事法部門に派遣されました。この派遣は、私の海事法への関心を踏まえ、GCOE選考委員である藤田教授と、Reed Smith LondonのAndrew D. Taylor弁護士のご協力のもとに実現したものです。ロンドンは海事事件の裁判や仲裁が行われる世界の海事法の中心地です。その中には日本企業が関係する事件も多々あります。そのため海事法に強い法律事務所が数多く存在し、中でもReed Smith の海事法チームは特に優れたリーガルサービスを提供していることで知られています。今回私が派遣されたReed Smith Londonでも日本企業の案件を多く扱っており、私の研修を担当して下さったパートナーの先生もそのような案件を多く受任されている弁護士の一人でした。



今回の派遣時期は「忙しい方が充実した研修になるから」とい

うパートナーの先生の勧めにより、一年の中でも事務所が特に忙しい夏休み直前期に決定しました。7月10日から8月8日までの約4週間と短い研修期間でしたが、周りの方々に恵まれ充実した研修を送ることができました。

<研修内容>

研修の主な業務は①AssociateとTraineeの補助業務、②日本企業の案件に関する課題でした。また上記業務の必要に応じて、傭船契約についてまとめた資料(Associate育成のために事務所内で使用されているもの)や所内のデータベース等を用い、傭船契約についての知識を補充していきました。

前述の業務内容について補足します。補助業務は、ディスクロージャー用の資料の整理・確認、日本企業への問い合わせ、事務所内部資料の作成補助、クライアントへの資料の郵送、AssociateやTraineeの意見書のための判例・論文の調査と内容は多岐に渡ります。私が研修を行った部署では、パートナーの先生が1人又は数人で案件を担当し、実際の作業をAssociateに振り分け、さらにパートナーとAssociateの下にはTrainee(ロースクールを卒業後、2年間の有給雇用契約により雇用されている修習生)がついており、業務を補助するという仕組みになっていました。研修時期が丁度夏休み前でかつ事務所全体が非常に忙しい時期だったため、いくつもの案件が同時進行で進められている中で様々な方面から作業を依頼されるという状態でした。初めのうちは依頼された作業がどの案件のどの部分に関するものなのかを把握するために時間がかかり、正直戸惑うこともありました。オフィス内に漂う緊張感とスピード感に圧倒されながらのスタートでしたが、研修初日から最終日まで、様々な業務に参加できたことで、より多く学ぶことができたと思います。

次に研修課題②についてですが、案件の内容をここに詳しく書けないため、課題を簡潔に説明します。この業務は契約終了をめぐる現在進行中の案件について、クライアントから送られてきた契約締結当時から契約終了に至るまでの相手方とのやりとり(そのほとんどが大量のEメール)の中からこちら側の主張を裏付けるもの、補強するもの、反対に主張と矛盾するものを見つけるというものでした。

業務手順はまず大量のEメールと、傭船契約の契約書、紛争が勃発した当時からこれまでの経緯を読み、 事実を整理するところから始まります。次に、先生方とクライアントとの会議議事録、意見書、コンサル タントの意見書等を読んで整理した双方の主張と、先にまとめた事実を突き合わせる作業を行います。ま たこれらと並行して、過去の判例を読み、同様のケースがないか、またそのようなケースではどのような 事実が重視されたのか確認します。これらの作業の結果、どのようなやり取りに関する資料が欠けている かを確定することも重要な業務の一つでした。そして最後に、これらの作業をまとめ、課題を作成し、 パートナーの先生に提出しました。

<研修を経て>

研修期間中はReed Smith Londonの方々からの温かいサポートを受けながら、新たな経験や発見に満ちた毎日を送りながら、多くのことを学ぶことができました。その中でも特に印象的だったふたつのことを述べたいと思います。

まず世界の海事法の中心地であるロンドンの海事法に強い法律事務所で研修をできたことで、海事法の最先端で働く弁護士や専門家の方々の世界に少し触れることができたことです。Reed Smith Londonへの依頼は、イギリスだけでなく世界中の企業から集まります。特に企業内の法務部や、顧問弁護士、その国の海事法弁護士だけでは解決できないような難しい案件が多いことが特徴です。そのため扱う法律問題も、海事法だけではおさまらず、国際法の管轄の問題にまで及びます。これらの案件の多くは前例がないため、判例や論文、コンサルタントの意見書、条約、外国の法律に至る幅広い分野のリサーチが必要です。このような業務を遂行するにあたり、必要な能力は幅広い分野をリサーチする力それに加え、様々な事実から妥当な結論を導く思考力や、各国の海事法の専門家や弁護士との協力関係も必要となります。今回の研修では、そのような案件の意見書を多く読んだり、パートナーの先生方の議論を聞いたりすることができ大変勉強になりました。さらに前例のない問題に挑戦するやりがいも感じることができました。今後、法律家としてどの分野に進むかわかりませんが、どの分野に進んでも、未知の問題に出会うことが多くあると思います。その時は今回の研修でみたReed Smith Londonの方々の姿勢に習い挑戦することを恐れない法律家でありたいと思いました。

次に印象的だったことは、事務所の先生方とイギリスと日本の法曹養成制度についてお話をしていた際に先生方から言われたことでした。それは、「日本で司法試験合格者の就職難がなぜ起こっているのか」という問題に関する話題でした。先生方の話では「日本は四方を海に囲まれ、多くの船舶を保有し、海事法関連の法律事務や問題が多くある国のひとつである。それにもかかわらず、海事法専門の弁護士事務所が少ない。海事法の弁護士にとって語学力(英語)が必須であること少なからず影響しているのかもしれないが、日本には海事法専門弁護士のニーズがまだまだあるはずだ」というものでした。また「ロンドンの海事法の世界だけを見ても、英語と日本語の話せる海事法の弁護士の需要は非常に大きい。」ということでした。確かに今回の研修においても、日本語が話せるが故、依頼を受けた業務が多くあったことを考えると、先生方のお話も納得できました。また研修中、幸運にも出張でReed Smith Londonを訪れていた日本の海事法専門の弁護士の先生方とお会いする機会があり、世界を舞台に活躍する日本人弁護士の姿にとても感銘を受けました。

司法試験合格者の就職難が少しずつ現実化しつつあり、将来への不安を感じているロースクールの学生も多いと思いますが、その不安は世界へ視野を広げることで変わるものなのかもしれません。世界に目を向けると、日本の法律家の能力を必要としている分野が多くあるはずです。Reed Smith Londonの弁護士の先生方とのお話を通じて世界での日本の法律家の可能性を実感しました。今後、法律家としての進路を考える上で、私にとって非常に貴重な気づきを与えてくれた出来事でした。

<最後に>

最後になりますが、ここに書き尽くすことが出来ないほど、たくさんのことを学び、経験した4週間でした。このような実り多い体験をもたらしてくれたGCOEのプログラムと、それに関わる全ての先生方に心より感謝申し上げます。

GCOE海外派遣プログラム報告書

大橋純也

I はじめに

私は、2011年7月16日から8月13日までの約1ヶ月間、GCOE特別研修生として、ニューヨークの Freshfields Bruckhaus Delinger LLPで勤務させていただきました。以下、研修の概要を報告させていただきます。

Ⅱ 業務内容

東日本大震災後の日本の投資状況に関するリサーチとプレゼンテーション

この課題が今回の研修での私のメイン業務でした。課題の内容は、東日本大震災とそれに伴う津波による、東北地方のサプライチェーンへの打撃が、今後外国投資家の日本への投資にどのような影響を及ぼすのかをリサーチして報告する、というものです。

あまりにもテーマが漠然としていたので、最初は何から手をつけてよいのか分からない状態でした。そこで、まずメンターの方に何度かインタビューをして、東日本大震災後の投資状況について、どのような報告が求められているのかを調査しました。その結果、彼らのニーズが、主に震災後の日本の法改正(外国投資家に投資のインセンティブを与えるような法改正の有無など)にあることが分かりました。そこで、この点に重きを置いてプレゼン資料を作成することにしました。

その後、インターネットや事務所にある資料を用いたリサーチをもとに、メンターの方と話し合いを重ね、プレゼンの構成を確定していきました。プレゼンはできるだけシンプルにした方が伝わりやすいと考えたので、「震災前の日本経済の状況→震災による影響→成長可能性を秘めている分野・そうでない分野→投資を呼び込むための最近の法改正」という構成にしました。投資を呼び込むための最近の法改正としては、最近行われた公正取引委員会の企業結合審査ルールの改正と、産活法の改正を取り上げることにしました。これらの改正が、日本企業の競争力向上を促し、日本企業を外国投資家にとって魅力的な投資対象にすることを狙いとするものであるためです。日本語でも難しいこれらの改正を(私は経済法を履修していなかったので特に難しく感じました)、英語に直した上でわかりやすい文章にまとめるのはとても大変でした。ただ、そうであるがゆえに、日本人の私がここで仕事をする意味があるのかもしれないと思いました。そこで、辞書を引き引き頑張りました。

続いて、プレゼン資料として、プロジェクターに映すパワーポイント資料と、原稿として使うスピーキングノートを作成しました。そもそも私はプレゼンというものを行った経験があまりなく、ましてや英語



で、しかも外国の方々の前でプレゼンを行うなど未知の領域でした。そこで、なるべく多くメンターの方にアドバイスをいただく 機会を設け、何度も何度も原稿を手直ししました。また、メンターの方に無理を言って、リハーサルにも付き合ってもらいました。それでも、結局プレゼン前日はほぼ徹夜で原稿を読み込むことになりました。

当日は、メンターの方も含めコーポレートチーム及びファイナンスチームの弁護士の方々に出席していただき、その前でプレゼンを行いました。非常に緊張しましたが、それほど英語が流暢でなかったのが逆に良かったのか、みなさん真剣に耳を傾けてくださいました。また、プレゼンの途中途中で多くの質問を受けることができました。

とにかく最後まで大変でした。ただ、私のような海外在住経験がなく、英語がそれほど堪能でない者でも、プレゼンの構成をシンプルにし、原稿をしっかり暗記し、身振り手振りを使って一生懸命伝えようとすれば、こちらのメッセージは相手に届くのだということを知ることができたのが、大きな収穫でした。

Ⅱ レポート

執務環境

Freshfieldsの執務環境の最も大きな特徴としては、外資系事務所であるが故に、非常に様々な国籍・バックグラウンドを持つ方々が働いている点が挙げられます。そのような方々と同じ環境で勤務し、そのお話を伺うことで、各国の法制度や文化、英語の話し方の特徴等を学ぶことができました。将来国際的な仕事に携わることを希望している私にとっては、非常に恵まれた執務環境だったといえます。

執務は、ドイツ人のアソシエイト弁護士の方と同じ部屋で行いました。部屋の作りは法科大学院在学中にお伺いした、日本の大手法律事務所と似ている印象でした。二人部屋で良かったことは、同室の弁護士の方の仕事を毎日間近で見て学ぶことができた点です。米国の弁護士の電話のかけ方や受け方、メールの作成方法等を学ぶ、非常に良い経験でした。

公益活動

Freshfieldsでは、多くの弁護士、事務員の方々が公益活動に取り組んでいました。その活動内容は、日本で言う国選弁護のようなものから、国際機関への無償でのリーガルサービスの提供や、中学生や高校生に対する勤務体験の機会提供、地域の子供への就学援助やホームレスへの就職支援などのボランティア活動まで、多岐にわたるものでした。

日本の法律事務所でも、プロボノ活動に力を入れているところは数多くあります。ただ、これほど多様な形で、かつ積極的に公益活動を行っている事務所はまだあまりないように感じます。米国では、公益活動は弁護士が社会において果たすべき義務であるという考え方が浸透している印象を受けました。私も今後、ライフワークとして、このような公益活動に取り組んでいきたいと思うようになりました。

サマーアソシエイトプログラム

他の多くの米国法律事務所と同じように、Freshfieldsも米国のロースクールからサマーアソシエイトを受け入れ、勤務させていました。サマーアソシエイトのためのイベントも多数用意されており、定期的に開催されるディナーや飲み会のほか、ブロードウェイでのミュージカル鑑賞やヤンキースタジアムでの野球観戦、料理教室のようなものまであるとのことでした。幸運にも、私もこれらのイベントに参加させていただくことができました。そして、それがきっかけで多くのサマーアソシエイトと交流を深めることができました。

また、Freshfieldsは米国のロースクール以外からも、私のようなインターン生や他国のオフィスからの研修生を受け入れていました。ドイツ人やイギリス人の方が多かったように思います。

IV 結び

今回の研修では、非常に多くの収穫がありました。

まず、それほど高度な語学力がなくとも、事前準備や話し方を工夫することで、相手が外国人であってもきちんと自分の主張を伝えることは一応可能であることを、身をもって実感することができた点が挙げられます。また、日本人が国際的な仕事に携わるために乗り越えなければならない課題(外国に居住する際のカルチャーギャップ、職場外でのコミュニケーション等)だけでなく、日本人であることの強み(勤勉さ、仕事の丁寧さ、礼儀正しさなど)も、おぼろげではありますが見えてきたように感じます。そして、約1ヶ月の滞在を通して、私は事務所の内外に様々な国籍・バックグラウンドを持つ多くの友人を作ることができました。

このような今回の研修で得た収穫を生かして、今後日本の国際的な競争力向上に少しでも貢献していく ことができればと思います。

研修を通じて私に大変親切にしてくれたFreshfieldsニューヨークオフィスの方々、特にメンターのPaul Humphreys氏、Raymond Daddy氏、同部屋ということで何かとお世話をしていただいたBenjamin Bechstedt氏、大の親日家であり、私をとてもかわいがってくれたTimothy Wilkins、Julian Pritchardの両氏に、この場を借りてお礼を申し上げます。

そして、最後に、本プログラムに参加する機会を与えて下さった岩村正彦先生、神田秀樹先生、藤田友敬先生、本プログラムへの参加に当たり多くの助言をいただいたダニエル・H・フット先生、そして滞在にあたりいろいろと便宜を図って下さったGCOE事務局の小疇典子さんにも、お礼を申し上げます。今後もこのような素晴らしいプログラムが存続していくことを、心から祈念しております。

GCOE海外派遣プログラム報告書

畠山佑介

1. はじめに

私は、2011年7月4日から29日まで、Herbert Smith法律事務所のブリュッセルオフィスに派遣していただき研修を受けてきました。以下では、研修内容及び研修期間中に感じたことをご報告いたします。

2. 研修について

(1) 研修制度について

Herbert Smith法律事務所はイギリスに本拠を構える国際的法律事務所ですが、EU本部のあるブリュッセルオフィスはEU競争法及びWTO法に重点を置いたスペシャルチーム



としての位置付けにあります。そのため、今回の研修でも主に両者についての課題に取り組みました。ブリュッセルオフィスは夏期に学部生やロースクール生をサマーインターンとして受け入れる制度を整えているので、ヨーロッパ各地から研修生がやってきます。ヨーロッパ以外の地域から研修に来たのは私一人でした。所属する弁護士が10名程と比較的小規模なので、研修生は実際に同事務所の弁護士が取り組んでいる案件に基づいた課題に取り組むことになります。

(2) WTO法について

私の同室の弁護士はWTO法を専門とされていたので、最初に与えていただいた課題は彼女が当時取り組んでいた、ある国家のWTO法違反案件に関するものでした。過去の類似ケースと比較をして、当該案件についていかなる判断が下されることになりそうかを検討したレポートを提出するというものです。

まずは、事案の把握及び関係すると思われるケースを調査することから始めました。ケースの検索方法や判断枠組みについて不明点が多かったので、度々担当弁護士に質問しながらの作業となりました。Herbert Smith法律事務所では、基本的にパートナー一名とアソシエイト又は研修生一名が同室となり、必要に応じていつでも質問することができる環境が整えられているので、不明点について教えていただくことと同時に間違った方向に進んでいないことを確認しながら課題に取り組むことができました。WTOや事務所のデータベースを活用して数日間必要な調査及び検討作業を行い、レポートを提出して担当弁護士との間で質疑応答を行ってフィードバックをいただきました。

(3) EU競争法について

一つ目の課題に取り組んでいたときから、事務所内のカフェスペースで他の所属弁護士の方と話をする機会がたくさんありました。その中で、以前ブリュッセルの大学院に留学していたこともあり、EU競争法に強い関心があると競争法を専門とする弁護士に伝えていたところ、二つ目の課題として競争法の案件を与えていただきました。これは、ある日本企業が欧州委員会から国際カルテルの違反認定をされている状況下で、会社側に立ち欧州委員会と争う案件でした。日本企業の違反を認定する異議告知書(Statement of Objection)は、A 4 サイズの紙両面コピーで5 センチ程の厚みがあるもので、全部読むことになれば相当時間がかかると思いましたが、実際には違反事実の要約及び重要な証拠のみを検討することになりました。

この二つ目の案件には、ブリュッセルオフィスに所属する競争法弁護士全員が参加しており、当時オフィスが扱っていた案件の中で最も規模の大きなものでした。異議告知書が届いてから異議書を提出するまでの期間が短く、大量の違反認定証拠を検討した上で反論を組み立てなければならないため、迅速な作業が求められるスピード感を体験しました。課題に取り組んでいる中で、違反認定された企業が日本語で書いたメールがブリュッセルオフィスにも送られてきたため、そのメールを翻訳し内容を弁護士に説明しました。また、競争法の分野では、日本、EUとアメリカの三者が密接に関連しているので、日本で公正取引委員会により同じ事案について何か判断が下されていないかを調査しました。

(4) その他の課題

EU競争法の課題は研修期間中最後まで取り組みましたが、並行して他の課題も与えていただきました。例えば、東京オフィスに年に何度か出張する競争法弁護士から、彼が前回日本に滞在した際に話題になっていた大型M&Aの結果や、日本の郵政改革の現状及び今後の展望についての調査を求められました。また、WTO法担当の弁護士から、新たな課題をいただきレポートの提出を行いました。

3. 派遣全体の感想

(1) ブリュッセルオフィスの魅力

今回の研修を経て、EU加盟国の法律事務所の中でもブリュッセルに置かれるオフィスは特別な立ち位置にあることを強く意識するようになりました。英国に本拠を有し大多数の弁護士がそこに所属するHerbert Smith法律事務所でさえも、少人数の弁護士しか所属しないブリュッセルオフィスがEU法関連案件に対する最も重要なオフィスであるという点は、専門分野に特化したオフィスとしてとても魅力的だと感じました。

ブリュッセルオフィスでは、比較的小規模であることを生かして、事務所所属の全弁護士が出席するランチミーティングを隔週で開催して他の弁護士の業務内容の把握及び情報の共有を行っています。この制度だけではなく、弁護士の皆さんのオープンでフレンドリーな雰囲気もあり、オフィス全体としてのチームワークが徹底しているように感じました。

また、事務所の弁護士の方とは頻繁にランチをご一緒させていただき、時にはバーでお酒を飲みながら様々なお話をお聞かせいただきましたが、どなたも法律だけでなくご自分のご家族と過ごす時間や文化的活動も大事にされていて人間的魅力に溢れていらっしゃいました。

(2) 日本人として海外で働くこと

業務は全て英語で行うので実用的な語学力が求められるのは当然ですが、この点はある程度の基礎力があれば実際に働いていく中で磨いていくことが可能だと感じました。コミュニケーションについて、海外で働く場合には自己主張をしなければならないとよく言われていますが、実際にはこれに加えて日本人のような細やかな心遣いも必要とされていることを実感しました。同室の弁護士には、基本的にオフィスをシェアすることは好きではないがあなたとはやり易かったと言っていただきましたが、これは分からないことを積極的に質問するにしても、質問はそれに相応しいタイミングで端的に行うなど日本人の美徳とされる空気を読むという態度を評価していただいたのだと考えています。

また、私は茶道を嗜んでいるので、ランチミーティングの際に浴衣を着て抹茶を点てさせていただいたのですが、お茶を一緒に飲むということは全員の心を一つにするという意味があり、ブリュッセルオフィスの更なるチームワーク向上の一助となりたいと説明したところ、多くの弁護士に共感していただき嬉しかったのを覚えています。

このように、日本人としての自分のアイデンティティをしっかりと持った上で積極的に関わろうとする 態度で過ごしていれば相互理解も深まり、信頼を得て仕事に取り組んでいけるのではないかと思いました。

(3) ブリュッセルでの生活について

ブリュッセルに住む若者の間ではシェアハウスが一般的なので、現地に着いてから家探しを開始して、ベルギー人とイタリア人とアパートをシェアして暮らしました。自宅やオフィス周辺はフランス語圏なので日常生活はフランス語で行いましたが、国際都市なので英語話者も多いです。ホテル暮らしではなくシェアハウスを選んだのは、多国籍の人材が集うブリュッセルで働く具体的なイメージを得るためには、異なるバックグラウンドを持つ人々と共に生活し、日常生活においても国際都市に住んでいることを意識して過ごすべきだと考えたからです。シェアメイトとは密度の濃い時間を過ごすことができ、お互いの価値観を尊重した上で生活することの重要性を学ぶことができました。

4. 終わりに

今回の研修を経験して、将来は絶対にまたブリュッセルに戻り、日本の法科大学院を卒業した弁護士が海外で働く道を切り拓いていきたいと考えるようになりました。弁護士になる前に実際に海外での経験をすることができたので、海外で働く具体的イメージを描くことができました。最後になりましたが、ブリュッセルオフィスで大変お世話になりました弁護士及びスタッフの皆様、研修の機会を与えていただきましたGCOEプログラムの先生方及び事務局の方に心より御礼申し上げます。

国際交流

<海外からの来訪者>

2011年

8月4日

第11回シンポジウム「現代競争法と競争政策の国際的な展開」での講演

Jacques Buhart (McDermott Will & Emery Paris and Brussels パートナー)

Andreas Fuchs (ドイツ・オスナブリュック大学教授)

Harry First (ニューヨーク大学ロースクール教授)

Michael P. A. Cohen (Paul Hastings Washington D.C. パートナー)

9月16日

第12回シンポジウム「5th Annual BESETO Conference」での講演・コメント

WANG Jiancheng (北京大学法学院副院長・教授)

JIN Jinping (北京大学法学院准教授)

XUE Jun (北京大学法学院准教授)

YANG Ming (北京大学法学院准教授)

CHONG Jong Sup (ソウル大学法学部学部長・教授)

HAN Ki Jeong (ソウル大学法学部副学部長・教授)

LEE Sang Won (ソウル大学法学部教授)

LEE Bong Eui(ソウル大学法学部教授)

RHO Hyeok Joon (ソウル大学法学部准教授)

10月31日

Luke Nottage (シドニー大学ロースクール准教授)

第20回GCOEソフトローセミナーでの講演

"Resolving International Investment Disputes: From Soft to Hard Law?"

11月21日 · 22日

第13回シンポジウム「アジア太平洋地域におけるロッテルダム・ルールズ」での講演・コメント

Luca Castellani(UNCITRAL事務局リーガル・オフィサー)

Stuart Beare (英国海法会副会長)

Rafael Illescas (マドリッド・カルロス3世大学教授)

Michael Sturley (テキサス大学オースティン校教授)

Hannu Honka (フィンランドÅbo Akademi大学教授)

In Hyeon Kim (高麗大学ロースクール教授)

Stephen Girvin (シンガポール国立大学教授)

Dihuang Song (Wang Jing & Co. パートナー)

Gertjan Van der Ziel (エラスムス大学教授)

11月25日

Louise Floyd (オーストラリア ジェームス・クック大学シニア・レクチャラー)

第10回社会法とソフトロー研究会での講演

"New Developments in Australian Labour Law - QANTAS; the Demise of Prime Minister Rudd and Beyond"

12月9日

第14回シンポジウム「Corporate Governance: EU and Japan」での講演・コメント

Matthias Schmidt-Gerdts (Policy Officer, Corporate Governance and Social Responsibility, DG Internal Market and Services, EU Commission)

Gérard Hertig (Professor, Department of Social Sciences, ETH Zurich, and ECGI)

Marco Becht (Goldschmidt Professor of Corporate Governance, Solvay Brussels School (ULB) , and ECGI)

Eddy Wymeersch (Professor of Law, University of Gent, and Chairman, ECGI)

2012年

2月24日

Antoine Lyon-Caen(パリ西ナンテール・ラデファンス大学教授・前フランス労働法社会保障学会会長) 第11回社会法とソフトロー研究会での講演

「労働の多様化と労働法の役割」



第14回シンポジウム

GCOEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ

2011年8月から2012年3月末までに以下の4本が公表されました。本拠点のホームページからダウンロードできます(http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp/outcome/paper.html)。

号	執筆者	タイトル
GCOESOFTLAW-2011-1	山本慶子	私的整理の成立を巡る交渉の法的考察――ゲーム論の観点からの分析を踏まえて――
GCOESOFTLAW-2011-2	石塚明人	インテリジェンス株式買取価格決定申立事件における計量経済モデルの利用
GCOESOFTLAW-2011-3 SHIRAISHI Tadashi		The Electric Power Industry and Competition Law in Japan
GCOESOFTLAW-2011-4	상급 다 고도 상고	【書評】Bernard Wolfman, Deborah H. Schenk, and Diane Ring, Ethical
	増井良啓	Problems in Federal Tax Practice, 4th Edition (Aspen Publishers, 2008)

雑誌「ソフトロー研究」

21世紀COEプログラムでの研究成果を定期的に公表する雑誌として、2005年1月、ソフトロー研究が創刊されました。第12号からはグローバルCOEプログラムのもとでの編集となっています。本誌は株式会社商事法務から販売されています。

第18号	平成23 (2011) 年8月	
内 容		藤田友敬 小賀惠恵 唐津村東政 吉村井良啓 川藤貴仁
第19号	平成24 (2012) 年 3 月	
内 容	<論説> 「私的整理の成立を巡る交渉の法的考察―ゲーム論の観点からの分析を踏まえて―」 「インテリジェンス株式買取価格決定申立事件における計量経済モデルの利用」 <講演> "The Electric Power Industry and Competition Law in Japan" SHIRAI	山本慶子 石塚明人 [SHI Tadashi
	<書評> Bernard Wolfman, Deborah H. Schenk, and Diane Ring, Ethical Problems in Federal Tax Practice, 4th Edition (Aspen Publishers, 2008) <座談会> 「会社法制の見直しに関する中間試案について」 神	増井良啓 田秀樹 ほか

UT Soft Law Review

グローバルCOEプログラムでの研究成果を国外に向けて発信する雑誌として、2009年 2 月、UT Soft Law Reviewが創刊されました。2012年 3 月にNo. 4 が刊行されました。

No.4	5th Annual BESETO Conference
Contents	Session 1 "Recent Trend in Consumer Protection" "Recent Developments of Consumer Law in Korea" Professor LEE Bong Eui (Seoul National University, College of Law) "An Overview of Recent Developments in Consumer Protection in Japan" Professor OKINO Masami (The University of Tokyo, School of Law) Session 2 "Recent Trend in Criminal Procedure" "Trust and Confidence in the Judiciary: The Role of the Jury System" Professor LEE Sang Won (Seoul National University, College of Law) "New Citizen Participation System in Japan: The Saiban-in System and Its Operation" Professor OHSAWA Yutaka (The University of Tokyo, School of Law)



発行日 2012年3月31日

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科 グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局

Phone: 03-5841-0606 Fax: 03-5841-3161 E-mail: gcoe@j.u-tokyo.ac.jp URL: http://www.gcoe.j.u-tokyo.ac.jp/